

第1章



夏色

再犯防止をめぐる近年の動向

| | | |
|-----|-----------------------------------|----|
| 第1節 | 再犯防止に向けた政府の取組 | 18 |
| 第2節 | 再犯の防止等に関する施策の成果指標 | 20 |
| 第3節 | 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標 | 28 |

第1章 再犯防止をめぐる近年の動向

第1節 再犯防止に向けた政府の取組

2016年（平成28年）12月に、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「推進法」という。）が成立し、施行されたことを受け、政府は、2017年（平成29年）12月、2018年度（平成30年度）から2022年度（令和4年度）末までの5年間を計画期間とする、第一次の「再犯防止推進計画」（以下「第一次計画」という。）を閣議決定した。

推進法と第一次計画により、刑事司法関係機関を中心として進められてきた再犯防止の取組は、国・地方公共団体・民間協力者等が一体となって取り組むべき施策へと発展した。

政府は、第一次計画等に基づき、例えば、満期釈放者対策の充実強化、地方公共団体との連携強化、民間協力者の活動の促進等、様々な取組を進めてきた。そうした様々な取組の結果、例えば、出所等年を含む2年間^{※1}において刑務所等に再入所等する者の割合（以下「2年以内再入率」という。）を、2021年（令和3年）までに16%以下にするとの政府目標^{※2}を、2019年（令和元年）出所者で達成するなど（【指標番号3】参照）、再犯防止の取組は着実に成果を積み上げてきた。

しかし、第一次計画による取組によっても、刑法犯による検挙者に占める再犯者の割合（以下「再犯者率」という。）は、依然として50%近くで高止まりしていること等を受け、第一次計画による取組を検証し今後の課題を整理した。その結果、「個々の支援対象者に十分な動機付けを行い、自ら立ち直ろうとする意識を涵養した上で、それぞれが抱える課題に応じた指導・支援を充実させていく必要があること」、「支援を必要とする者が支援にアクセスできるよう、支援を必要とする者のアクセシビリティ（アクセスの容易性）を高めていく必要があること」、「地方公共団体における再犯の防止等に向けた取組をより一層推進するため、国と地方公共団体がそれぞれ果たすべき役割を明示するとともに、国、地方公共団体、民間協力者等の連携を一層強化していく必要があること」などの課題が確認された。

以上を踏まえ、国・地方公共団体・民間協力者等の連携が進み、より機能し始めた再犯防止の取組を更に深化させ、推進していくために、政府は、2023年（令和5年）3月、「第二次再犯防止推進計画」（以下「第二次計画」という。）を閣議決定した。第二次計画においては、第一次計画の重点課題を踏まえつつ、第二次計画の策定に向けた基本的な方向性^{※3}に沿って、以下の7つの事項を重点課題とした。

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等

※1 出所等年を含む2年間
出所等した年の翌年の年末まで

※2 「再犯防止に向けた総合対策」における数値目標（「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定））
過去5年（2006年（平成18年）から2010年（平成22年））における2年以内再入率の平均値（刑務所については20%、少年院については11%）を基準として、これを2021年（令和3年）までに20%以上減少させるというもの。出所受刑者の2年以内再入率については、2020年（令和2年）出所者について16%以下にすることが数値目標となる。

※3 第二次計画策定に向けた基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

以上の重点課題は、基本的には第一次計画の重点課題を踏襲しているが、第一次計画の重点課題であった「地方公共団体との連携強化等」については、犯罪をした者等が地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことこそが重要であることを踏まえ、第二次計画においては、「地域による包摂の推進」に変更した。また、第一次計画の重点課題であった「関係機関の人的・物的体制の整備等」については、施策の効果検証や広報・啓発活動の推進といった施策と一体のものとして、第二次計画においては、「再犯防止に向けた基盤の整備等」に変更した。

第二次計画では、上記の7つの重点課題に対し、96の施策を盛り込んでおり、計画期間である2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）末までの5年間、政府は、同計画に基づき、再犯防止施策の更なる推進を図っていくこととなる。

第2節

再犯の防止等に関する施策の成果指標

1 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率【指標番号1】

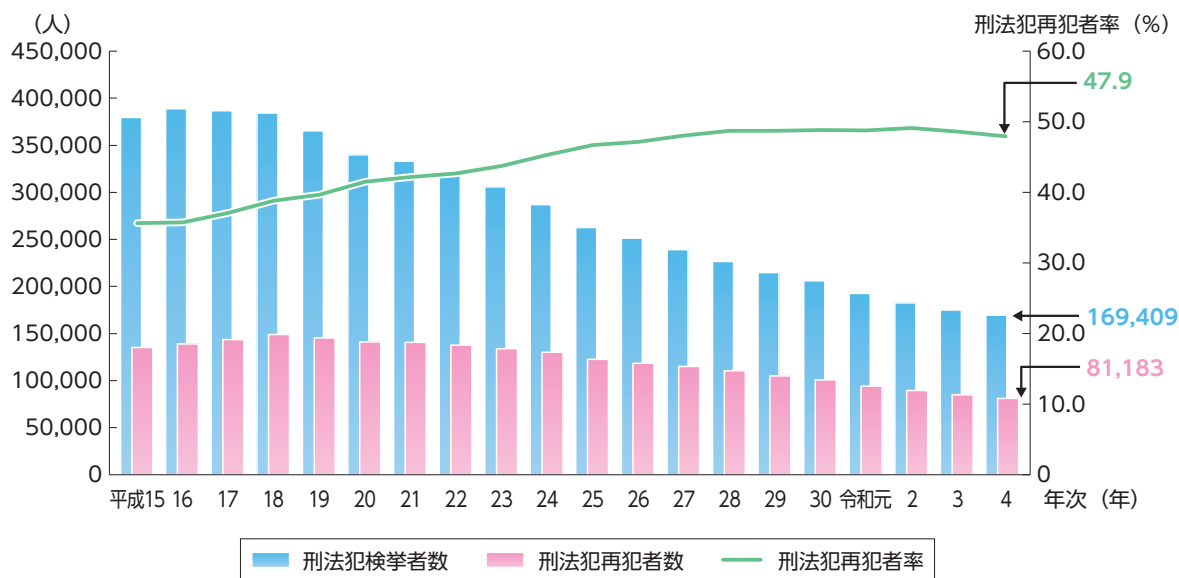
(平成15年～令和4年)

| 年次 | 刑法犯検挙者数 | 再犯者数及び再犯者率 | |
|-------|---------|------------|---------|
| | | 刑法犯再犯者数 | 刑法犯再犯者率 |
| 平成15年 | 379,602 | 135,295 | 35.6 |
| 16 | 389,027 | 138,997 | 35.7 |
| 17 | 386,955 | 143,545 | 37.1 |
| 18 | 384,250 | 149,164 | 38.8 |
| 19 | 365,577 | 145,052 | 39.7 |
| 20 | 339,752 | 140,939 | 41.5 |
| 21 | 332,888 | 140,431 | 42.2 |
| 22 | 322,620 | 137,614 | 42.7 |
| 23 | 305,631 | 133,724 | 43.8 |
| 24 | 287,021 | 130,077 | 45.3 |
| 25 | 262,486 | 122,638 | 46.7 |
| 26 | 251,115 | 118,381 | 47.1 |
| 27 | 239,355 | 114,944 | 48.0 |
| 28 | 226,376 | 110,306 | 48.7 |
| 29 | 215,003 | 104,774 | 48.7 |
| 30 | 206,094 | 100,601 | 48.8 |
| 令和元年 | 192,607 | 93,967 | 48.8 |
| 2 | 182,582 | 89,667 | 49.1 |
| 3 | 175,041 | 85,032 | 48.6 |
| 4 | 169,409 | 81,183 | 47.9 |

注 1 警察庁・犯罪統計による。

2 「刑法犯再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

3 「刑法犯再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める刑法犯再犯者数の割合をいう。



刑法犯検挙者中の刑法犯再犯者数は、2007年（平成19年）以降、毎年減少しており、2022年（令和4年）は8万1,183人であった。

刑法犯再犯者率は、初犯者数が大幅に減少していることもあり、1997年（平成9年）以降上昇傾向にあったが、2021年（令和3年）からは減少に転じ、2022年（令和4年）は、47.9%と前年

(48.6%) よりも0.7ポイント減少した。

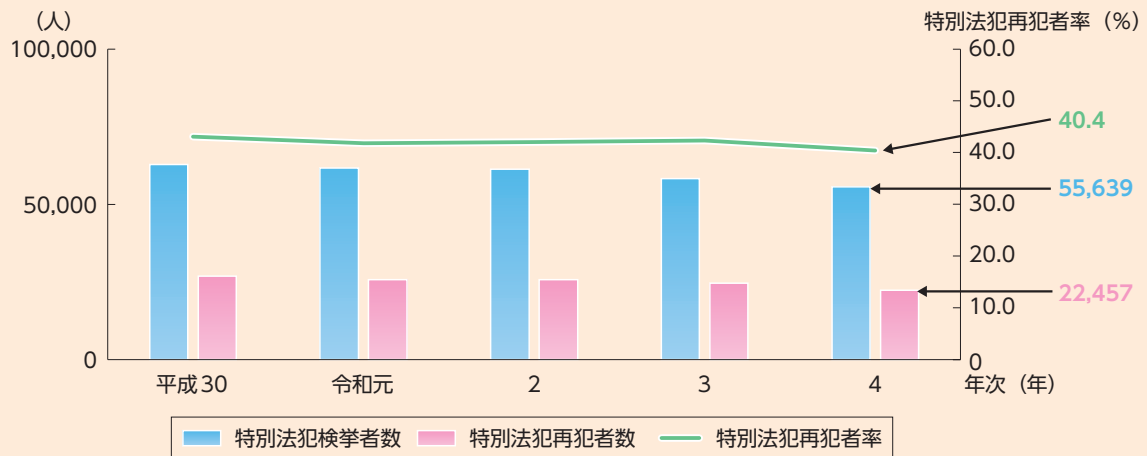
参考

特別法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

(平成30年～令和4年)

| 年次 | 特別法犯検挙者数 | 特別法犯再犯者数 | |
|-------|----------|----------|----------|
| | | 特別法犯再犯者数 | 特別法犯再犯者率 |
| 平成30年 | 62,894 | 27,070 | 43.0 |
| 令和元年 | 61,814 | 25,818 | 41.8 |
| 2 | 61,345 | 25,758 | 42.0 |
| 3 | 58,156 | 24,594 | 42.3 |
| 4 | 55,639 | 22,457 | 40.4 |

- 注 1 警察庁・犯罪統計による。
 2 「特別法犯再犯者」は、交通法令違反を除く特別法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
 3 「特別法犯再犯者率」は、特別法犯検挙者数に占める特別法犯再犯者数の割合をいう。

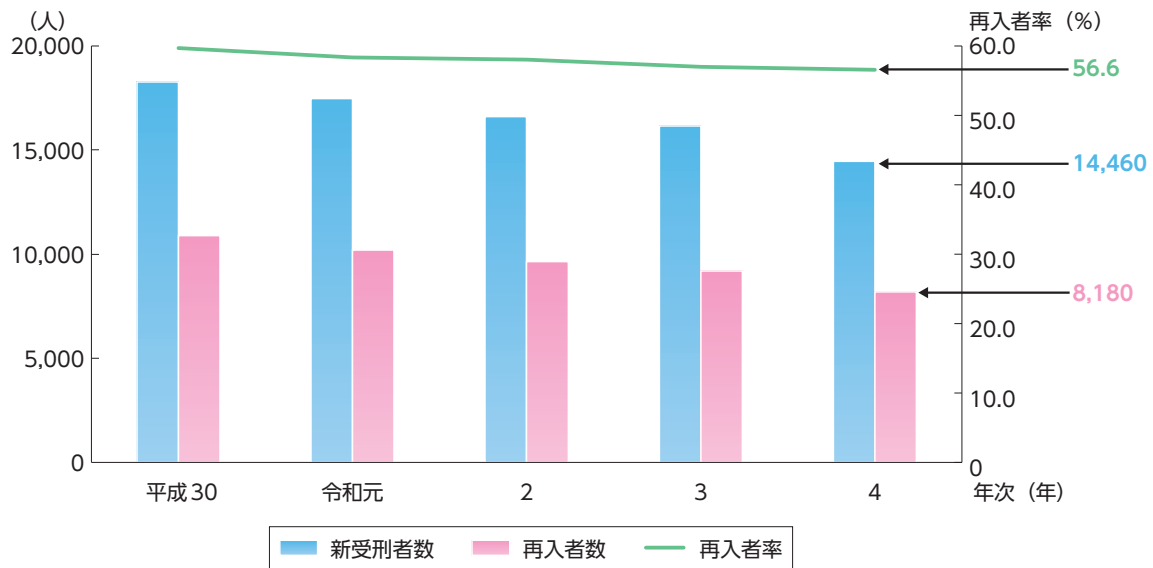


2 新受刑者中の再入者数及び再入者率【指標番号2】

(平成30年～令和4年)

| 年次 | 新受刑者数 | 再入者数 | | 再入者率 |
|-------|--------|--------|------|------|
| | | 再入者数 | 再入者率 | |
| 平成30年 | 18,272 | 10,902 | 59.7 | |
| 令和元年 | 17,464 | 10,187 | 58.3 | |
| 2 | 16,620 | 9,640 | 58.0 | |
| 3 | 16,152 | 9,203 | 57.0 | |
| 4 | 14,460 | 8,180 | 56.6 | |

- 注 1 法務省・矯正統計年報による。
 2 「新受刑者」は、裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所した受刑者などをいう。
 3 「再入者」は、受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者をいう。
 4 「再入者率」は、新受刑者数に占める再入者数の割合をいう。



新受刑者中の再入者数は、刑法犯検挙者中の再犯者数と同様、近年減少傾向にあり、2022年（令和4年）は8,180人であった。

再入者率は、近年58～59%台で推移していたところ、2022年（令和4年）は56.6%と前年（57.0%）よりも0.4ポイント減少した。

3 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率【指標番号3】

(平成15年～令和3年)

| 年次 (出所年) | 出所受刑者数 | 2年以内再入者数 | | うち満期釈放等出所受刑者 | うち仮釈放出所受刑者 | |
|-------------|--------|--------------|------------|--------------|--------------|--------------|
| | | うち満期釈放等出所受刑者 | うち仮釈放出所受刑者 | | | |
| 平成15年 | 28,170 | 12,386 | 15,784 | 5,835 (20.7) | 3,903 (31.5) | 1,932 (12.2) |
| 16 | 29,526 | 12,836 | 16,690 | 6,236 (21.1) | 4,155 (32.4) | 2,081 (12.5) |
| 17 | 30,025 | 13,605 | 16,420 | 6,519 (21.7) | 4,434 (32.6) | 2,085 (12.7) |
| 18 | 30,584 | 14,503 | 16,081 | 6,380 (20.9) | 4,536 (31.3) | 1,844 (11.5) |
| 19 | 31,297 | 15,465 | 15,832 | 6,409 (20.5) | 4,661 (30.1) | 1,748 (11.0) |
| 20 | 31,632 | 15,792 | 15,840 | 6,372 (20.1) | 4,687 (29.7) | 1,685 (10.6) |
| 21 | 30,178 | 15,324 | 14,854 | 6,044 (20.0) | 4,424 (28.9) | 1,620 (10.9) |
| 22 | 29,446 | 14,975 | 14,471 | 5,649 (19.2) | 4,140 (27.6) | 1,509 (10.4) |
| 23 | 28,558 | 13,938 | 14,620 | 5,533 (19.4) | 3,944 (28.3) | 1,589 (10.9) |
| 24 | 27,463 | 12,763 | 14,700 | 5,100 (18.6) | 3,487 (27.3) | 1,613 (11.0) |
| 25 | 26,510 | 11,887 | 14,623 | 4,804 (18.1) | 3,173 (26.7) | 1,631 (11.2) |
| 26 | 24,651 | 10,726 | 13,925 | 4,569 (18.5) | 2,928 (27.3) | 1,641 (11.8) |
| 27 | 23,523 | 9,953 | 13,570 | 4,225 (18.0) | 2,709 (27.2) | 1,516 (11.2) |
| 28 | 22,909 | 9,649 | 13,260 | 3,971 (17.3) | 2,470 (25.6) | 1,501 (11.3) |
| 29 | 21,998 | 9,238 | 12,760 | 3,712 (16.9) | 2,348 (25.4) | 1,364 (10.7) |
| 30 | 21,032 | 8,733 | 12,299 | 3,396 (16.1) | 2,114 (24.2) | 1,282 (10.4) |
| 令和元年 | 19,953 | 8,313 | 11,640 | 3,125 (15.7) | 1,936 (23.3) | 1,189 (10.2) |
| 2 | 18,923 | 7,728 | 11,195 | 2,863 (15.1) | 1,749 (22.6) | 1,114 (10.0) |
| 3 | 17,793 | 6,963 | 10,830 | 2,515 (14.1) | 1,504 (21.6) | 1,011 (9.3) |

注 1 法務省・矯正統計年報による。

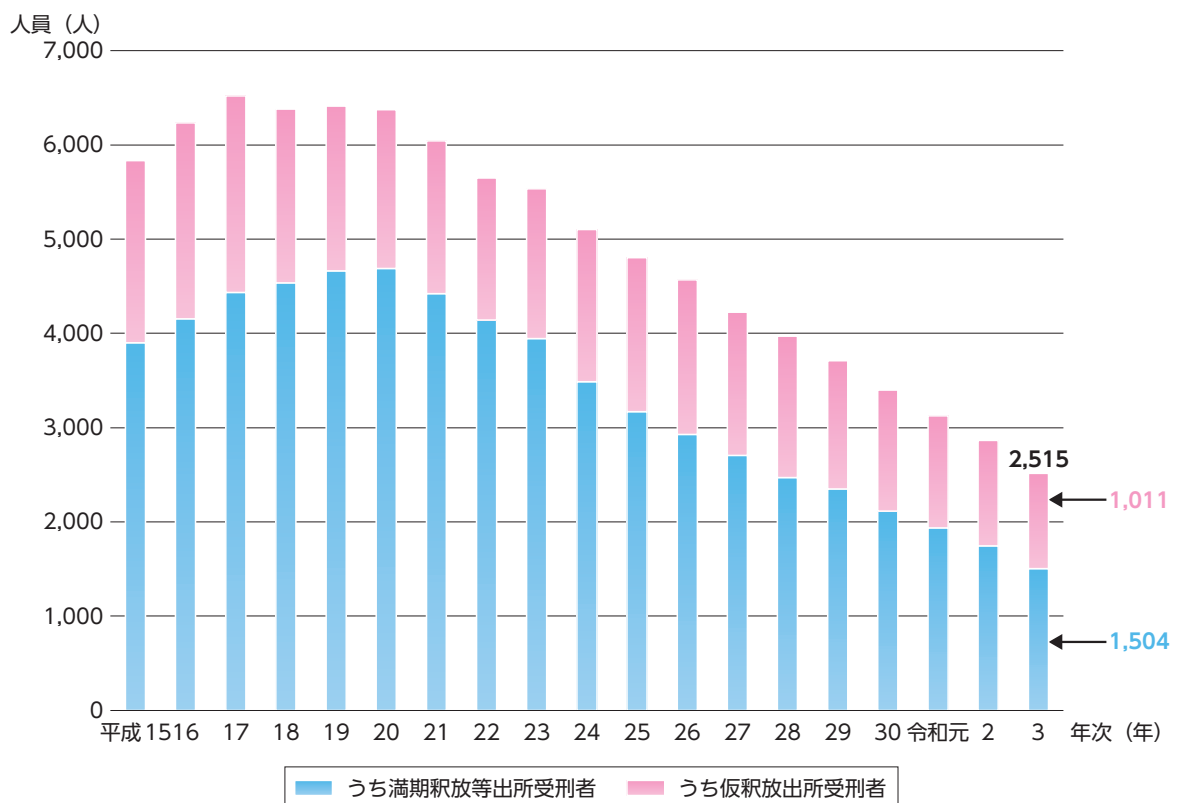
2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。

なお、「満期釈放等」は、出所受刑者の出所事由のうち、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了をいう。

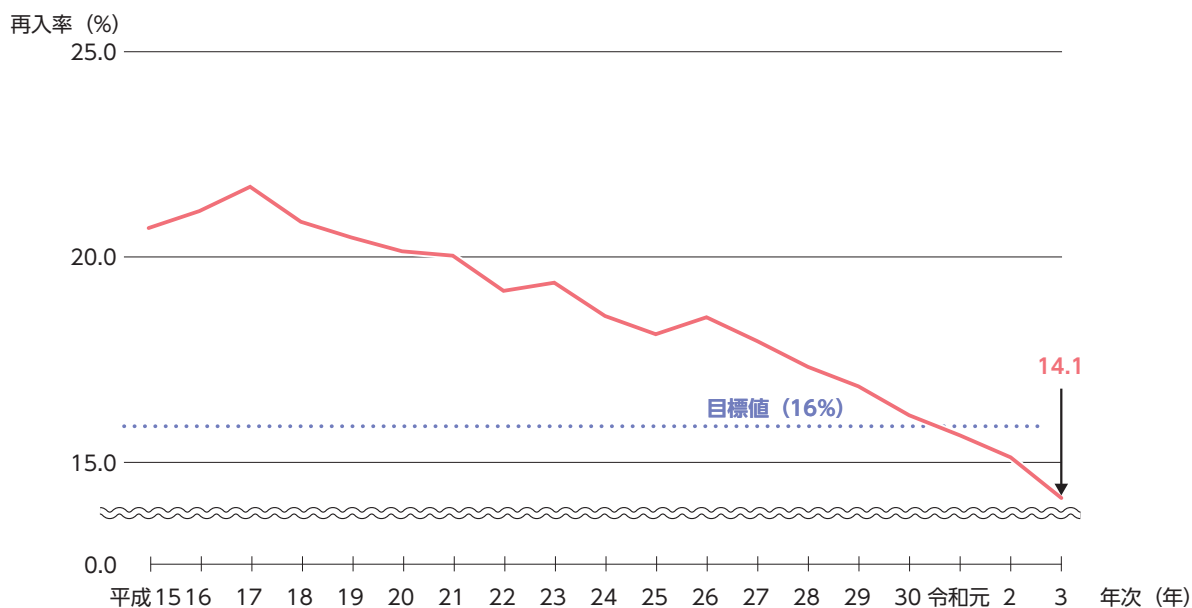
3 「2年以内再入者数」は、各年の出所受刑者のうち、出所年を1年目として、2年目(翌年)の年末までに再入所した者の人員をいう。

4 ()内は、各年の出所受刑者数に占める2年以内再入者数の割合である。

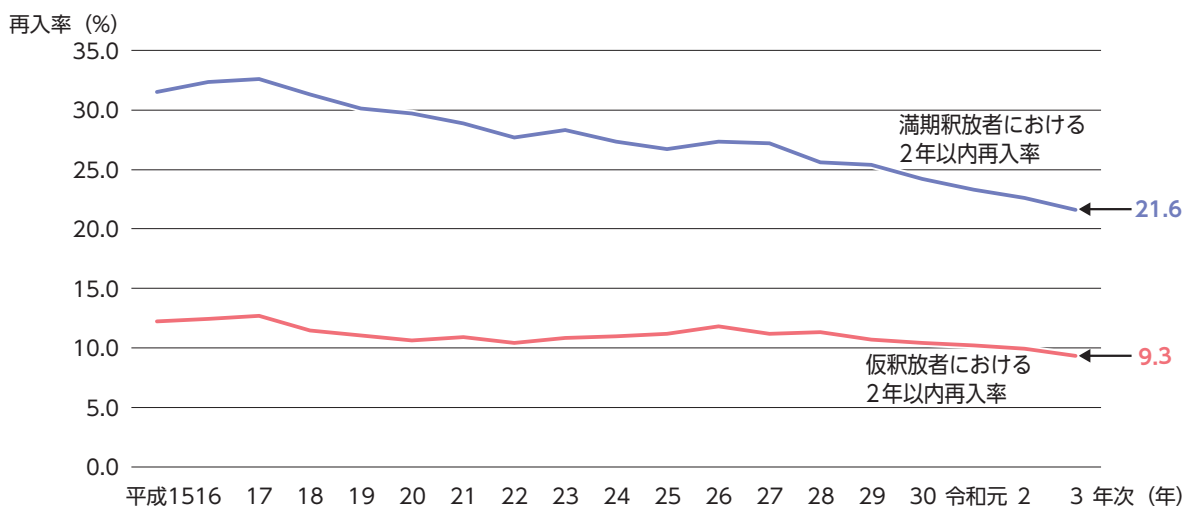
指標番号3-1 出所受刑者の2年以内再入者数の推移



指標番号 3-2-1 出所受刑者の2年以内再入率の推移



指標番号 3-2-2 出所受刑者の2年以内再入率の推移 (出所事由別)



出所受刑者の2年以内再入者数は、2008年（平成20年）以降、毎年減少しており、2021年（令和3年）出所者では2,515人と、近年2年以内再入者数が最も多かった2005年（平成17年）出所者（6,519人）と比べて2分の1以下であった。満期釈放者の再入者数については、「再犯防止推進計画加速化プラン」（令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定）において、2022年（令和4年）までに2,000人以下とするという数値目標^{※4}を設定していたところ、2019年（令和元年）の満期釈放者の再入者数は1,936人となって当該目標を達成し、2021年（令和3年）では、更に1,504人まで減少した。

また、出所受刑者の2年以内再入率については、「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）において、2021年（令和3年）までに16%以下にするとの数値目標を設定しているところ、2019年（令和元年）出所者では15.7%となって当該目標を達成し、2021年（令

※4 「再犯防止推進計画加速化プラン」における数値目標

過去5年（2013年（平成25年）から2017年（平成29年）まで）における満期釈放者の2年以内再入者数の平均（2,726人）を基準として、これを2022年（令和4年）までに、その2割以上を減少させ、2,000人以下とするもの。

和3年) 出所者では、更に14.1%まで減少した。なお、いずれの出所年においても、満期釈放者^{※5}の2年以内再入率は、仮釈放者のそれよりも高く、2021年(令和3年)は、仮釈放者の2年以内再入率が9.3%であるのに対し、満期釈放者の2年以内再入率は21.6%であった。

4 主な罪名(覚醒剤取締法違反、性犯罪(強制性交等・強姦・強制わいせつ)、傷害・暴行、窃盗)・特性(高齢(65歳以上)、女性、少年)別2年以内再入率(指標番号4)

罪名別(覚醒剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗) (平成29年~令和3年)

| 年次 (出所年) | 覚醒剤取締法 | | 性犯罪 | | 傷害・暴行 | | 窃盗 | |
|-------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|
| | 出所 受刑者数 | 2年以内 再入者数 | 出所 受刑者数 | 2年以内 再入者数 | 出所 受刑者数 | 2年以内 再入者数 | 出所 受刑者数 | 2年以内 再入者数 |
| 平成29年 | 6,134 | 1,061 (17.3) | 643 | 53 (8.2) | 1,065 | 164 (15.4) | 7,265 | 1,663 (22.9) |
| 30 | 5,982 | 957 (16.0) | 653 | 55 (8.4) | 1,057 | 176 (16.7) | 6,770 | 1,477 (21.8) |
| 令和元年 | 5,367 | 846 (15.8) | 630 | 40 (6.3) | 955 | 146 (15.3) | 6,663 | 1,450 (21.8) |
| 2 | 5,008 | 776 (15.5) | 536 | 27 (5.0) | 943 | 116 (12.3) | 6,441 | 1,290 (20.0) |
| 3 | 4,531 | 581 (12.8) | 461 | 38 (8.2) | 815 | 114 (14.0) | 6,193 | 1,226 (19.8) |

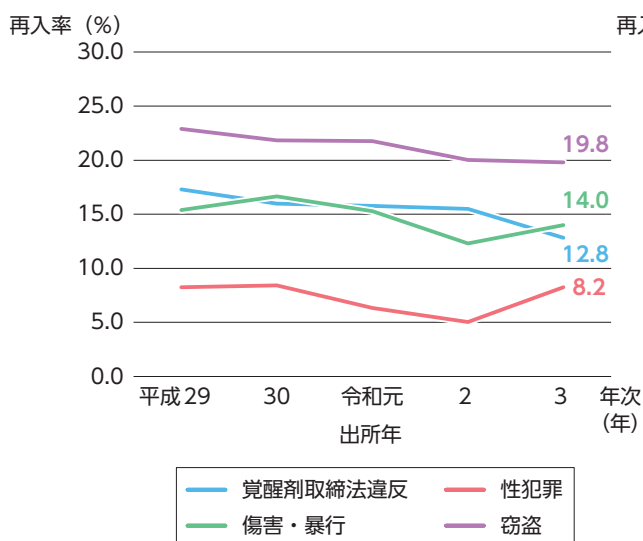
特性別(高齢、女性) (平成29年~令和3年)

| 年次 (出所年) | 高齢(65歳以上) | | 女性 | |
|-------------|------------|--------------|------------|--------------|
| | 出所 受刑者数 | 2年以内 再入者数 | 出所 受刑者数 | 2年以内 再入者数 |
| 平成29年 | 2,910 | 650 (22.3) | 2,195 | 260 (11.8) |
| 30 | 2,781 | 566 (20.4) | 2,046 | 239 (11.7) |
| 令和元年 | 2,762 | 549 (19.9) | 1,886 | 214 (11.3) |
| 2 | 2,692 | 557 (20.7) | 1,892 | 208 (11.0) |
| 3 | 2,636 | 518 (19.7) | 1,711 | 207 (12.1) |

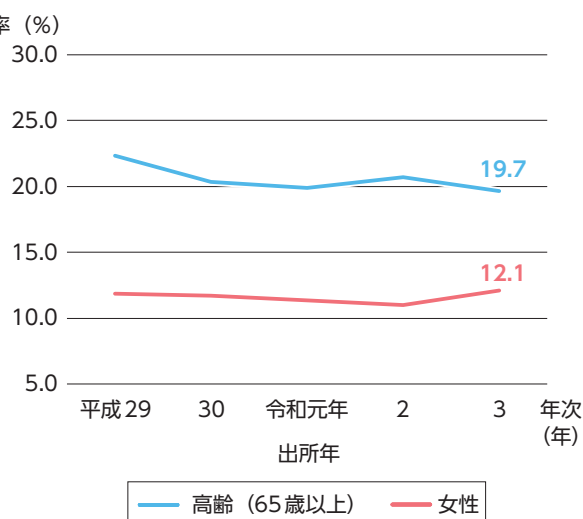
- 注 1 法務省調査による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
 なお、「満期釈放等」は、出所受刑者の出所事由のうち、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了をいう。
 3 特性別(高齢)の年齢については、前刑出所時の年齢による。再入者の前刑出所時年齢は、再入所時の年齢及び前刑出所年から算出した推計値である。
 4 「2年以内再入者数」は、各年の出所受刑者のうち、出所年を1年目として、2年目(翌年)の年末までに再入所した者の人員をいう。
 5 ()内は、各年の出所受刑者数に占める2年以内再入者数の割合である。
 6 「性犯罪」は、強制性交等・強姦・強制わいせつ(いずれも同致死傷を含む。)をいう。
 7 「傷害」は、傷害致死を含む。

※5 本章において、「満期釈放」は、出所受刑者の出所事由のうち、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了をいい、「満期釈放者」は、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了により刑事施設を出所した者をいう。

指標番号 4-1 2年以内再入率（罪名別）の推移



指標番号 4-2 2年以内再入率（特性別）の推移



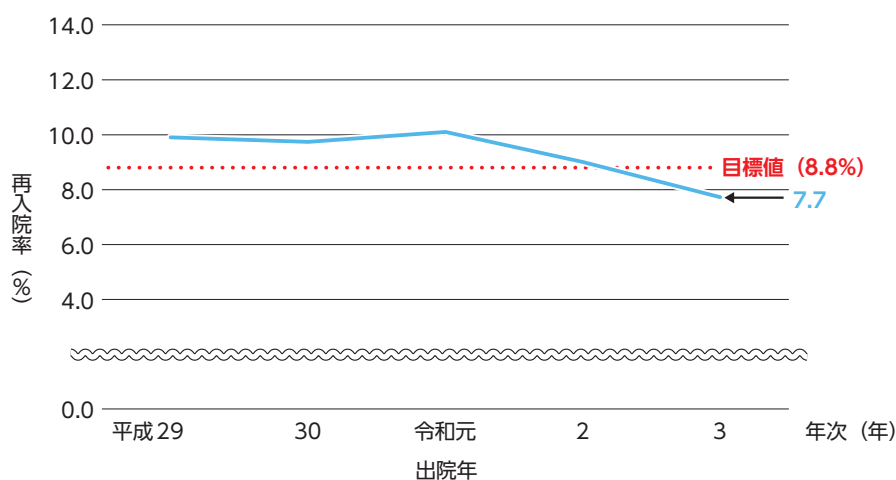
少年院出所者 2年以内再入院率
特性別（少年）

（平成29年～令和3年）

| 年次 (出所年) | 出所者数 | 2年以内再入院者数 |
|----------|-------|------------|
| 平成29年 | 2,475 | 245 (9.9) |
| 30 | 2,156 | 210 (9.7) |
| 令和元年 | 2,065 | 208 (10.1) |
| 2 | 1,698 | 152 (9.0) |
| 3 | 1,567 | 121 (7.7) |

- 注 1 法務省調査による。
 2 「2年以内再入院者数」は、各年の少年院出所者のうち、出所年を1年目として、2年目（翌年）の年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員をいう。
 3 () 内は、各年の少年院出所者数に占める再入院者数の割合である。

指標番号 4-3 少年院出所者の2年以内再入院率の推移



2021年（令和3年）出所者の2年以内再入率について、主な罪名・特性別で見ると、「窃盗」（19.8%）、「高齢（65歳以上）」（19.7%）が全体（14.1%）よりも高くなっている。

また、2021年（令和3年）出所者の2年以内再入率は、2020年（令和2年）出所者と比べて、「覚醒剤取締法違反」（2.7ポイント減）、「窃盗」（0.2ポイント減）、「高齢」（1.0ポイント減）が低下

した一方、「性犯罪」(3.2ポイント増)、「傷害・暴行」(1.7ポイント増)、「女性」(1.1ポイント増)は上昇している。

一方、少年院出院者の2年以内再入院率については、「再犯防止に向けた総合対策」(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)において、2021年(令和3年)までに8.8%以下にするとの数値目標を設定していたところ、2021年(令和3年)出院者の2年以内再入院者数は121人、2年以内再入院率は7.7%となって当該目標を達成した。

特集

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

基礎資料

第3節

再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標

1 就労・住居の確保等関係

(1) 刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合【指標番号5】

(平成30年度～令和4年度)

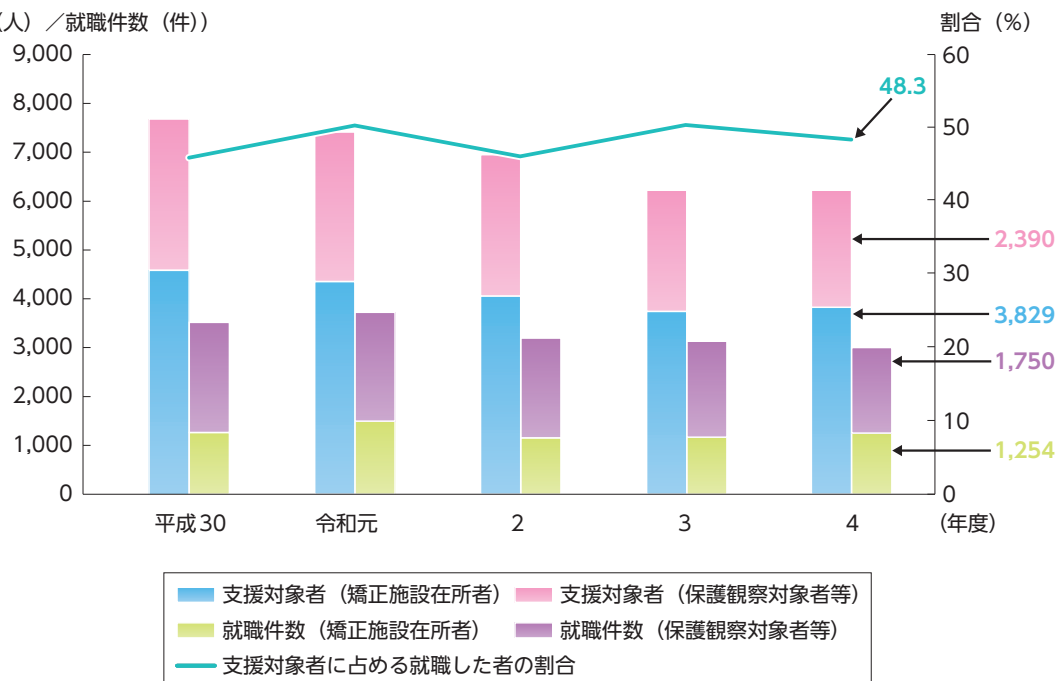
| 年度 | 支援対象者数 | 就職件数 | | 割合 |
|--------|--------|-----------|------------|------|
| | | うち矯正施設在所者 | うち保護観察対象者等 | |
| 平成30年度 | 7,690 | 4,593 | 3,097 | 45.8 |
| 令和元年度 | 7,411 | 4,355 | 3,056 | 50.2 |
| 2 | 6,947 | 4,056 | 2,891 | 46.0 |
| 3 | 6,221 | 3,745 | 2,476 | 50.3 |
| 4 | 6,219 | 3,829 | 2,390 | 48.3 |

注 1 厚生労働省調査による。

注 2 「支援対象者数」は、矯正施設又は保護観察所からハローワークに対して協力依頼がなされ、支援を開始した者の数を計上している。

注 3 「割合」は、「支援対象者数」における「就職件数」の割合をいう。

(支援対象者(人)／就職件数(件))



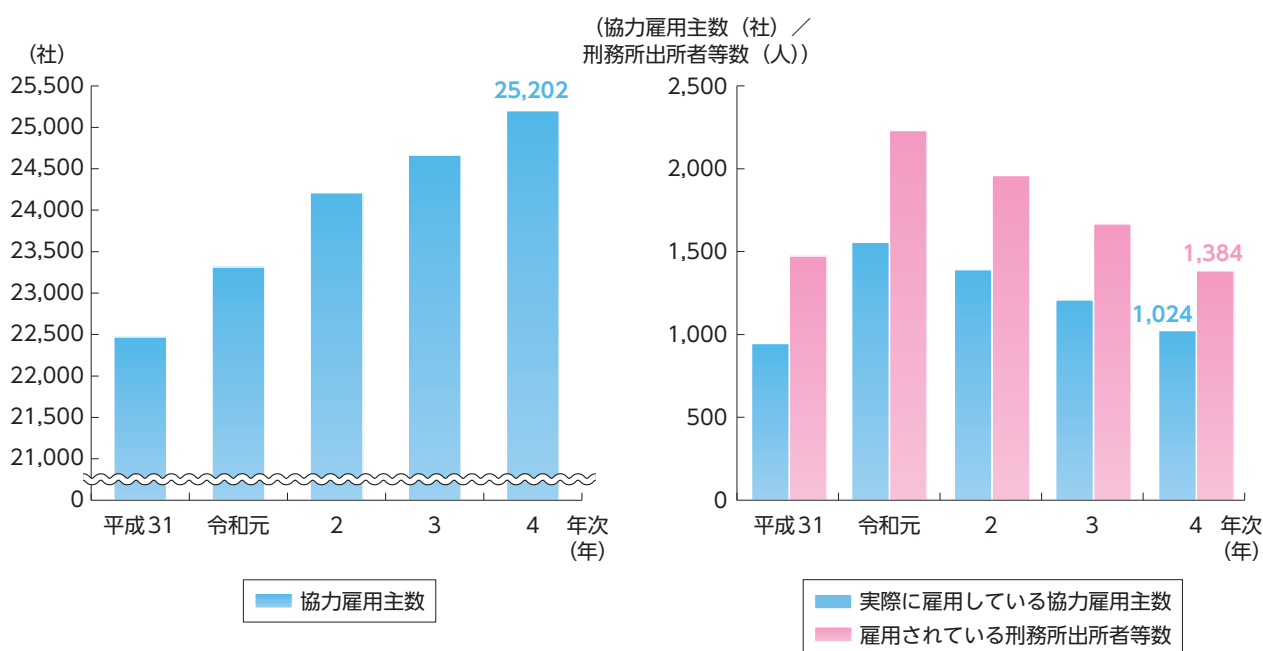
刑務所出所者等総合的就労支援対策（【施策番号5ア】参照）においては、出所受刑者数が近年減少している中、一定数の支援対象者数を確保し続けている。支援対象者のうち、就職した者の数（就職件数）は、2011年度（平成23年度）以降増加傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した2020年度（令和2年度）からは減少に転じ、2022年度（令和4年度）は3,004件であった。また、就職した者の割合は、2022年度（令和4年度）は48.3%と前年度（50.3%）よりも2.0ポイント減少した。

(2) 協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数【指標番号6】

(平成31年～令和4年)

| 年次 | 協力雇用主数 | 実際に雇用している協力雇用主数 | 雇用されている刑務所出所者等数 |
|-------|--------|-----------------|-----------------|
| 平成31年 | 22,472 | 945 | 1,473 |
| 令和元年 | 23,316 | 1,556 | 2,231 |
| 2 | 24,213 | 1,391 | 1,959 |
| 3 | 24,665 | 1,208 | 1,667 |
| 4 | 25,202 | 1,024 | 1,384 |

- 注 1 法務省調査による。
 2 平成31年は、4月1日現在の数値である。
 3 令和元年からは、10月1日現在の数値である。
 4 「刑務所出所者等」は、少年院出院者及び保護観察対象者などを含む。



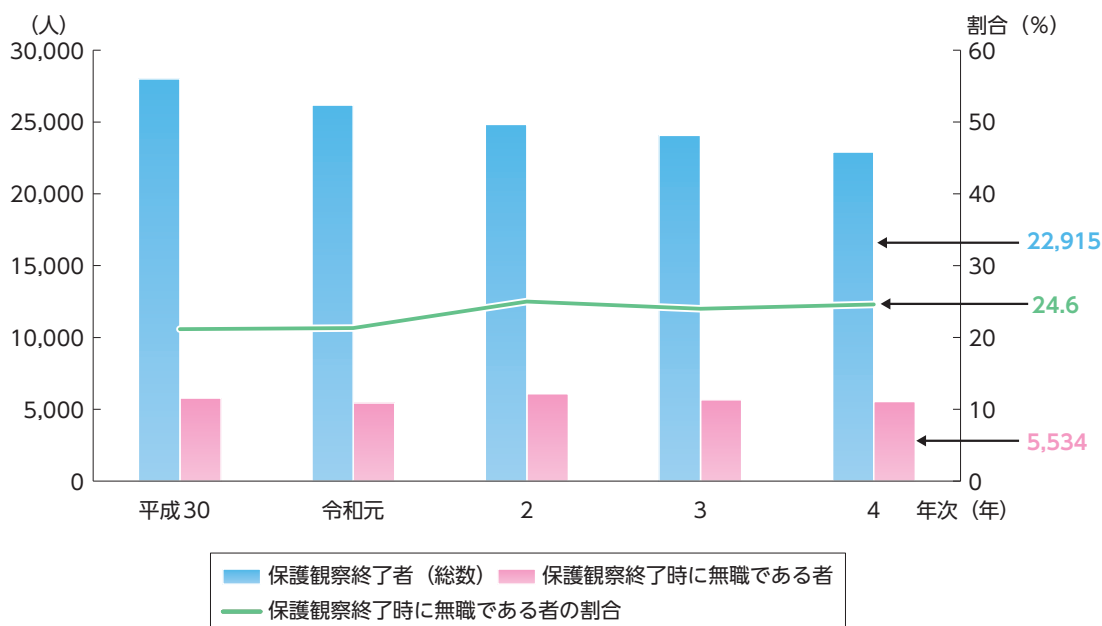
協力雇用主数は、近年増加傾向にあり、2022年（令和4年）10月1日現在、2万5,202社であった。実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主数については、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）において、2020年（令和2年）までに約1,500社にまで増加させるとの数値目標が設定されていたところ、2019年（令和元年）に1,556社と目標を達成した。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した2020年（令和2年）以降は減少傾向にあり、2022年（令和4年）は1,024社と前年（1,208社）より減少した。また、協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数についても、2020年（令和2年）以降は減少傾向にあり、2022年（令和4年）は1,384人と前年（1,667人）より減少した。

(3) 保護観察終了時に無職である者の数及びその割合【指標番号7】

(平成30年～令和4年)

| 年次 | 保護観察終了者(総数) | 職業不詳の者 | 無職である者 |
|-------|-------------|--------|--------------|
| 平成30年 | 27,994 | 681 | 5,779 (21.2) |
| 令和元年 | 26,183 | 619 | 5,444 (21.3) |
| 2 | 24,844 | 517 | 6,075 (25.0) |
| 3 | 24,075 | 473 | 5,653 (24.0) |
| 4 | 22,915 | 448 | 5,534 (24.6) |

- 注 1 法務省・保護統計年報による。
 2 「無職である者」は、各年に保護観察を終了した者のうち、終了時職業が無職である者から、定収入のある者、学生・生徒及び家事従事者を除いて計上している。
 3 () 内は、職業不詳の者を除く保護観察終了者に占める「無職である者」の割合である。
 4 交通短期保護観察の対象者、更生指導の対象者及び婦人補導院仮退院者を除く。



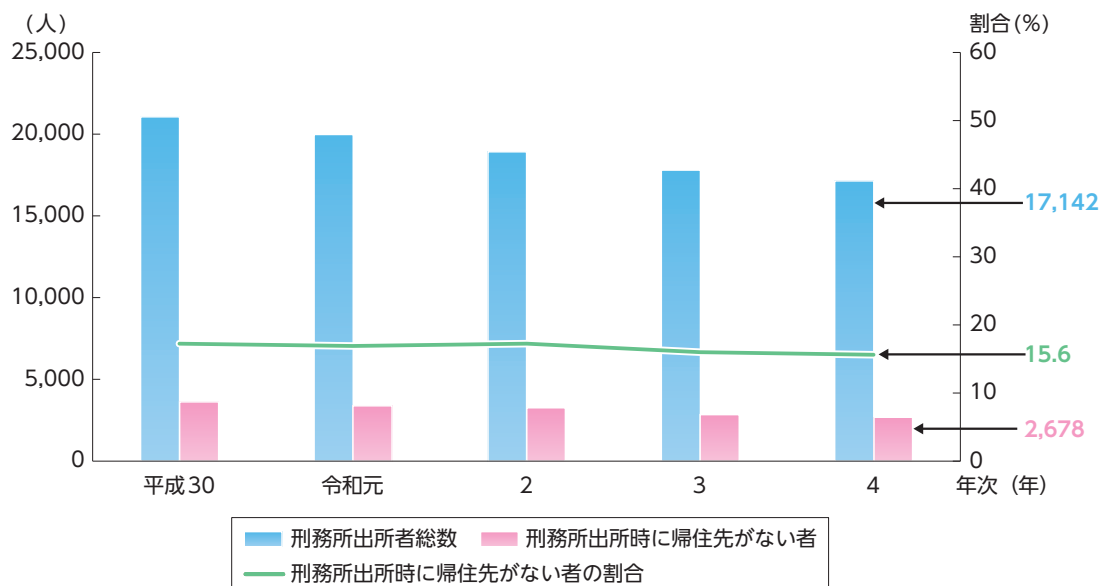
保護観察終了時に無職である者の数は、2022年(令和4年)は前年(5,653人)より減少して5,534人であった。その割合は、保護観察終了者数(総数)自体が減少していることもあり、2019年(令和元年)までは21~22%台で推移していたところ、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した2020年(令和2年)に大きく増加し、2022年(令和4年)は24.6%であった。

(4) 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合【指標番号8】

(平成30年～令和4年)

| 年次 | 刑務所出所者総数 | 帰住先がない者 |
|-------|----------|--------------|
| 平成30年 | 21,060 | 3,628 (17.2) |
| 令和元年 | 19,993 | 3,380 (16.9) |
| 2 | 18,931 | 3,266 (17.3) |
| 3 | 17,809 | 2,844 (16.0) |
| 4 | 17,142 | 2,678 (15.6) |

- 注 1 法務省・矯正統計年報による。
 2 「帰住先」は、刑事施設を出所後に住む場所である。
 3 「帰住先がない者」は、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま刑期が終了した満期釈放者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含む。
 4 () 内は、各年の刑務所出所者総数に占める帰住先がない者の割合である。



刑務所出所時に適切な帰住先がない者の数については、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）において、2020年（令和2年）までに4,450人以下に減少させるとの数値目標を設定していたところ、2017年（平成29年）には当該目標を達成し、2022年（令和4年）は2,678人にまで減少した。刑務所出所時に適切な帰住先がない者の割合は、2022年（令和4年）は15.6%と前年（16.0%）よりも0.4ポイント減少した。

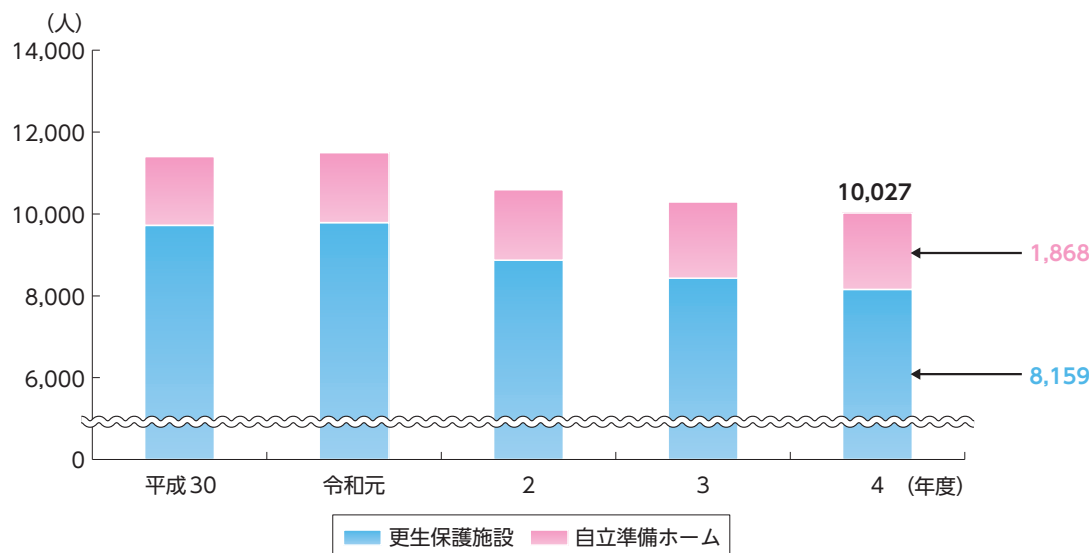
(5) 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数【指標番号9】

(平成30年度～令和4年度)

| 年度 | 更生保護施設 | 自立準備ホーム | 計 |
|--------|--------|-------------|--------|
| 平成30年度 | 9,719 | 1,679 (223) | 11,398 |
| 令和元年度 | 9,789 | 1,709 (224) | 11,498 |
| 2 | 8,870 | 1,719 (290) | 10,589 |
| 3 | 8,428 | 1,863 (318) | 10,291 |
| 4 | 8,159 | 1,868 (318) | 10,027 |

注 1 法務省調査による。

2 () 内は、各年度の薬物依存症リハビリ施設（ダルク等の薬物依存からの回復を目的とした施設のうち、自立準備ホームに登録されているもの）への委託人員数（内数）である。



更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数は、出所受刑者数が近年減少している中、ほぼ横ばいで推移しており、2022年度（令和4年度）はそれぞれ8,159人、1,868人であった。

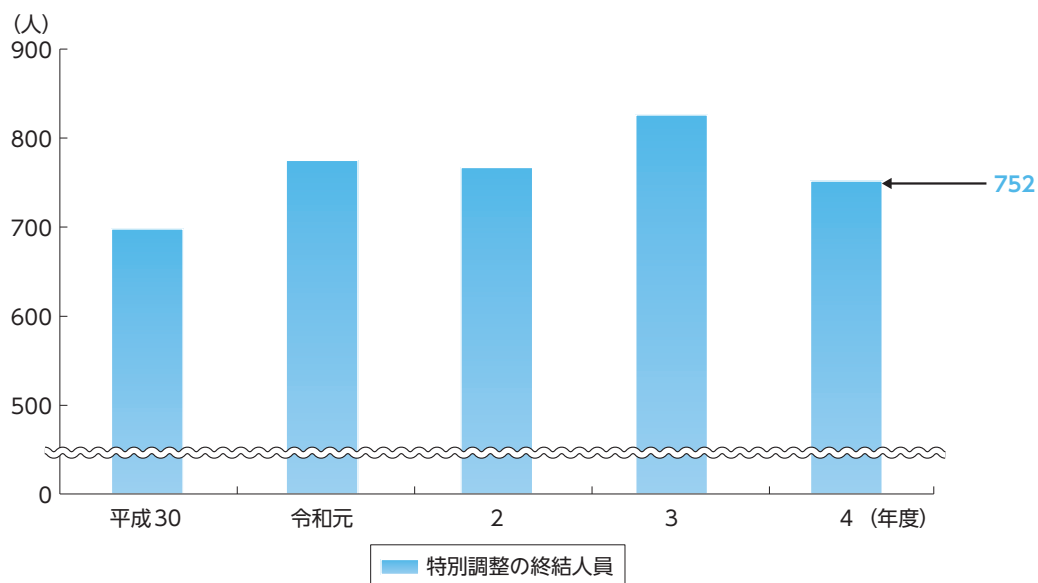
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等関係

(1) 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数【指標番号10】

(平成30年度～令和4年度)

| 年度 | 特別調整の 終結人員 | 内訳 | | | |
|--------|---------------|-----|------|------|------|
| | | 高齢 | 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 |
| 平成30年度 | 698 | 384 | 87 | 187 | 227 |
| 令和元年度 | 775 | 398 | 106 | 199 | 317 |
| 2 | 767 | 370 | 104 | 211 | 311 |
| 3 | 826 | 401 | 90 | 235 | 373 |
| 4 | 752 | 350 | 99 | 188 | 350 |

- 注 1 法務省調査による。
 2 「終結人員」は、少年を含む。
 3 「終結人員」は、特別調整の希望の取下げ及び死亡によるものを含む。
 4 内訳は重複計上による。



特別調整（【施策番号36】参照）により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数は、出所受刑者数が近年減少している中、ほぼ横ばいで推移しており、2022年度（令和4年度）は752人と前年度（826人）よりも減少した。

なお、内訳（複数該当あり）を見ると、これまでは「高齢」が最も多かったが、2022年度（令和4年度）は「高齢」、「精神障害」が同数で最も多くなっている。

(2) 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合【指標番号11】

(平成30年度～令和4年度)

| 年 度 | 薬物事犯保護観察対象者数 | うち治療・支援を受けた者の数 |
|--------|--------------|----------------|
| 平成30年度 | 7,717 | 527 (6.8) |
| 令和元年度 | 8,096 | 566 (7.0) |
| 2 | 8,549 | 613 (7.2) |
| 3 | 8,501 | 536 (6.3) |
| 4 | 8,100 | 481 (5.9) |

- 注 1 法務省調査による。
 2 「薬物事犯保護観察対象者数」は、薬物事犯保護観察対象者として、当該年度当初に保護観察を受けている者の数と当該年度に新たに保護観察を受けることとなった者の数を計上している。
 3 ()内は、薬物事犯保護観察対象者のうち、精神保健福祉センター、保健所、精神科医療機関等が行う治療・支援を受けた者の割合である。

薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合は、調査の開始（2016年度（平成28年度））以降、増加・上昇傾向にあったが、2022年度（令和4年度）はそれぞれ481人、5.9%と前年度（536人、6.3%）よりも減少・低下した。

3 学校等と連携した修学支援の実施等関係

(1) 少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、出院時又は保護観察中に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率【指標番号12】

(少年院出院時)

(平成30年～令和4年)

| 年 次 | 出院者数 (A) | (A)のうち、 修学支援対象者数 | | |
|-------|----------|----------------------------|------------------------------------|--------------|
| | | (B)のうち、 復学・進学希望者 (C) | (C)のうち、出院時 復学・進学決定者 【指標番号12】 | |
| 平成30年 | 2,156 | 369 | 272 | 97 (35.7) |
| 令和元年 | 2,065 | 363 | 251 | 70 (27.9) |
| 2 | 1,698 | 296 | 198 | 66 (33.3) |
| 3 | 1,567 | 233 | 177 | 54 (30.5) |
| 4 | 1,363 | 255 | 177 | 40 (22.6) |

- 注 1 法務省調査による。
 2 「出院者数」は、法務省・矯正統計年報による。
 3 「修学支援対象者数」は、当該調査期間において出院した者のうち、出院時に修学支援対象者として選定されていた者を計上している。
 4 「進学決定」は、入学試験に合格しているなど、進学が確定的である状態をいう。
 5 ()内は、指標に該当する人員の割合である。

(2) 上記により復学・進学決定した者のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合【指標番号13】

(保護観察終了時)

(平成30年～令和4年)

| 年次 | 出院者数 (保護観察が終了した者 (A)) | (A) のうち、少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者 (B) | (B) のうち、出院時又は保護観察期間中に復学・進学決定した者【指標番号12】 (C) | | (C) のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者 (D)【指標番号13】 | |
|-------|--------------------------|--|---|----|--|----|
| | | | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| 平成30年 | 2,156 (626) | 25 | 12 (48.0) | | 11 (91.7) | |
| 令和元年 | 2,065 (1,252) | 49 | 34 (69.4) | | 28 (82.4) | |
| 2 | 1,698 (1,505) | 80 | 51 (63.8) | | 39 (76.5) | |
| 3 | 1,567 (1,452) | 72 | 52 (72.2) | | 37 (71.2) | |
| 4 | 1,363 (1,425) | 109 | 68 (62.4) | | 49 (72.1) | |

- 注 1 法務省調査による。
 2 「出院者数」は、【指標番号12】における「出院者数 (A)」と対応している。
 3 (A) は、平成30年1月以降に少年院を仮退院した者のうち、各年中に保護観察が終了した者について計上している。
 4 (C) 及び (D) の () 内は、指標に該当する人員の割合である。

2022年(令和4年)の少年院出院者のうち、在院中に修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者は177人であったところ、そのうち、出院時に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率は、それぞれ40人、22.6%であった。

また、2018年(平成30年)1月以降に少年院を出院し、2022年(令和4年)中に保護観察が終了した者のうち、少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者は109人であったところ、そのうち、出院時又は保護観察期間中に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率は、それぞれ68人、62.4%であった。さらに、当該68人のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者及びその割合は、それぞれ49人、72.1%であった。

(3) 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及び合格率【指標番号14】

(平成30年度～令和4年度)

| 年度 | 受験者数 | 全科目合格者 | | 1以上科目合格者 | |
|--------|-------|--------|------|----------|------|
| | | 合格者数 | 合格率 | 合格者数 | 合格率 |
| 平成30年度 | 1,085 | 436 | 40.2 | 1,012 | 93.3 |
| 令和元年度 | 872 | 387 | 44.4 | 827 | 94.8 |
| 2 | 793 | 356 | 44.9 | 762 | 96.1 |
| 3 | 797 | 316 | 39.6 | 776 | 97.4 |
| 4 | 743 | 321 | 43.2 | 701 | 94.3 |

- 注 1 文部科学省調査による。
 2 「全科目合格者」は、高等学校卒業程度認定試験の合格に必要な全ての科目に合格し、大学入学資格を取得した者をいう。
 3 「1以上科目合格者」は、高等学校卒業程度認定試験の合格に必要な科目のうち全部又は一部の科目に合格した者をいう。
 4 「合格率」は、受験者数に占める「全科目合格者」、「1以上科目合格者」の割合である。

矯正施設における高等学校卒業程度認定試験（【施策番号63】参照）の受験者数について、2022年度（令和4年度）は743人であった。

2022年度（令和4年度）の全科目合格者数は321人で、合格率は43.2%であった。また、全科目合格を含む1以上科目合格率は、近年90%以上の高い水準を維持しており、2022年度（令和4年度）は94.3%であった。

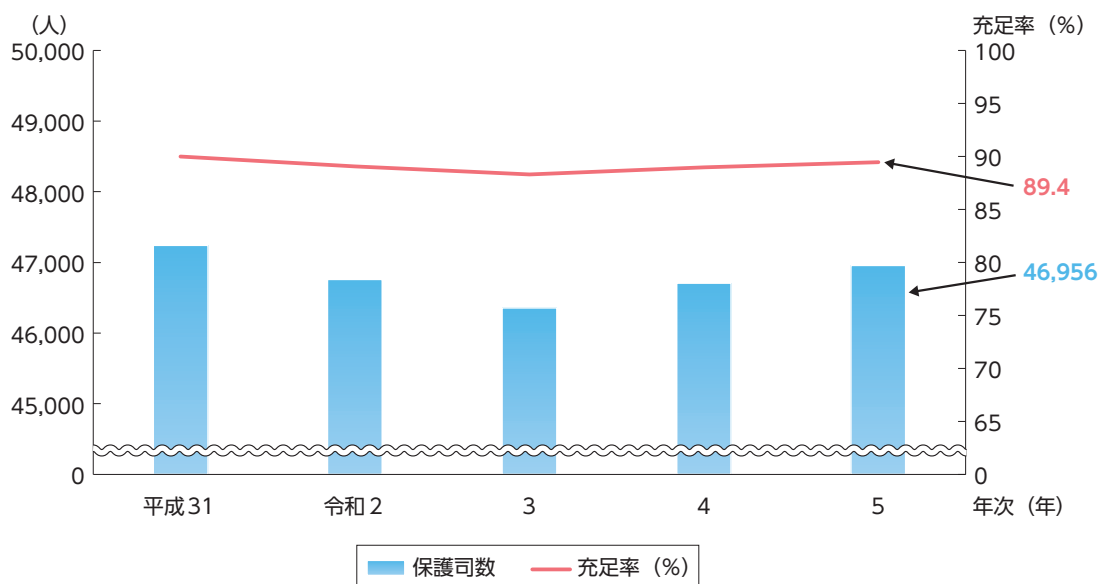
4 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等関係

(1) 保護司数及び保護司充足率【指標番号15】

(平成31年～令和5年)

| 年次 | 保護司数（人） | 充足率（%） |
|-------|---------|--------|
| 平成31年 | 47,245 | 90.0 |
| 令和2年 | 46,763 | 89.1 |
| 3 | 46,358 | 88.3 |
| 4 | 46,705 | 89.0 |
| 5 | 46,956 | 89.4 |

- 注 1 法務省調査による。
 2 各年1月1日現在の数値である。
 3 「充足率」は、定数（5万2,500人）に対する保護司数の割合である。



保護司^{※6}数及び保護司充足率は、2017年（平成29年）以降、減少・低下傾向にあったが、2023年（令和5年）は4万6,956人、89.4%と前年（4万6,705人、89.0%）よりも微増となった。ただし、これは2021年（令和3年）4月1日から開始した定年制に対する特例^{※7}により再任された保護司1,302名を含むものである。

※6 保護司

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアである。その身分は法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行っている。保護司の定数は、保護司法（昭和25年法律第204号）により5万2,500人を超えないものと定められている。

※7 保護司の定年制に対する特例

これまで、76歳になる前日まで再任が可能であったところ、2021年（令和3年）4月1日以降、保護司本人が希望すれば、78歳になる前日まで再任を可能とした。

(2) “社会を明るくする運動” 行事参加人数【指標番号16】

(平成30年～令和4年)

| 年次 | 行事参加人数 |
|-------|-----------|
| 平成30年 | 3,228,710 |
| 令和元年 | 2,969,544 |
| 2 | 577,047 |
| 3 | 867,395 |
| 4 | 1,284,167 |

注 法務省調査による。

“社会を明るくする運動” 行事参加人数は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した2020年（令和2年）以降は、当該運動期間における行事が大幅に制限されたこともあり、大幅に減少していたが、2022年（令和4年）は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、街頭広報活動や各種行事を再開したため、128万4,167人と前年（86万7,395人）よりも増加した。

5 地方公共団体との連携強化等関係

(1) 地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数及びその割合【指標番号17】

(平成30年～令和5年)

| 年次 | 策定地方公共団体数（策定割合） | | |
|-------|-----------------|-------|------------------|
| | 都道府県 | 指定都市 | その他の市町村（特別区を含む。） |
| 平成30年 | 1/47 | 0/20 | 0/1,727 |
| 31 | 15/47 | 0/20 | 4/1,727 |
| 令和2年 | 31/47 | 6/20 | 32/1,727 |
| 3 | 42/47 | 16/20 | 130/1,727 |
| 4 | 47/47 | 18/20 | 306/1,727 |
| 5 | 47/47 | 19/20 | 506/1,727 |

注 1 法務省調査による。
2 各年4月1日現在の数値である。

推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体^{※8}の数については、「再犯防止推進計画加速化プラン」（令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定）において、2021年度（令和3年度）末までに100以上にすると成果目標を設定していたところ、2021年（令和3年）4月に188団体となり当該目標を達成した。2021年（令和3年）以降も増加しており、2023年（令和5年）4月1日現在、都道府県が全47団体、指定都市が19団体、その他の市町村（特別区を含む。）が506団体の合計572団体となった。

※8 地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体に関する最新の情報はこちら「地方再犯防止推進計画」
https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00022.html

